

「障害者自立支援協議会」と「障害者施策推進協議会」との違い

区分	障害者自立支援協議会	障害者施策推進協議会
概要	<p>■障害者総合支援法において法定化された協議会（次項「根拠法令」を参照。）</p> <p>■地方公共団体が設置し、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす。</p>	<p>■障害者基本法により、都道府県（指定都市含む）が、障がい者計画の策定、障害者福祉施策の進捗管理、関係機関の連絡調整に関する調査等を行うために設置する地方審議会。</p> <p>■同法に国の審議会として規定する「障害者政策委員会」が平成24年に改正されるまでの間、「中央障害者施策推進協議会」と呼称されていたことから、地方についてこの名称が使用されることとなった。</p>
根拠法令	<p>■障害者総合支援法第89条の3</p> <p>地方公共団体は、単独で又は共同して障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及び園家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。</p> <p>2 前項の協議会は、関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行うものとする。</p> <p>■静岡市障害者自立支援協議会実施要綱</p>	<p>■障害者基本法第36条</p> <p>都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置く。</p> <p>ア 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項に規定する事務を処理すること。</p> <p>イ 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、又その施策の実施状況を監視すること。</p> <p>ウ 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p> <p>■静岡市障害者施策推進協議会条例</p>
委員の構成	<p>■全15名（任期2年）</p> <p>①障害者福祉に関する相談支援事業所の職員、②障害福祉サービス事業所の職員、③保健・医療関係者、④教育関係者、⑤雇用・就労関係者、⑥障害者関係団体の代表者、⑦学識経験者、⑧関係行政機関の職員、⑨その他市長が必要と認める者</p>	<p>■全15名（任期3年）</p> <p>①学識経験者、②障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者 ③関係行政機関の職員</p>
その他	<p>■専門部会を置く。</p> <p>①就労支援部会、②相談支援事業所評価部会、 ③権利擁護・虐待防止部会、④地域生活支援部会</p>	<p>■現在、特に部会は設けていない。</p>